

安 全 管 理 規 定

株式会社タイガートラベル

平 成 2 6 年 1 月

目 次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその方法

第1章 総則

(目的等)

第1条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）

第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより安全マネジメント体制を確立し、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、当社の一般旅客自動車運輸事業に関わる業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 輸送の安全に関する方針を設定し、社内に周知する。

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全については積極的に公表する。

安全方針に関して従業員の理解度等を内部監査等で把握する。

- 2 2の結果を踏まえ、定期的に現行の安全方針の検討と周知方法の見直しを行う。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、法令関係及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資をかつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確

に実施すること。

- 2 グループ会社等が密接に協力し、一丸となって輸送の安全の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、全従業員に対し関係法令の遵守と輸送の安全を確保することが最も重要であるという認識を持たせ、次に掲げる管理体制、体制の構築等を整備し定める。
 - (1) 輸送の安全に関する方針
 - (2) 輸送の安全に関する重点施策
 - (3) 輸送の安全に関する目標と計画
 - (4) 輸送の安全の確保に関わる予算措置
 - (5) 事故、災害などが発生時の報告連絡及び対応
- 3 社長は、輸送の安全に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切であるかを常に確認し、状況を把握するとともに、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を徹底に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 前項の各管理者、責任者の選任・解任についてはこれを全従業員に周知させ、責任体制を明確化する。
 - 3 各管理者、責任者はグループ会社を含む必要部署と連携し、常に状況把握に努め輸送の安全の確保に関し、社内を統括し、指導監督を行う。

- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指導命令系統については、安全統括管理者が病
気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害に対応する場合も含め、別紙 1
のとおりとする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 社長は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第 47 条の 5
で定める要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者
を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難にな
ったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、
安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及
ぼすおそれがあると認められるとき。
- 3 安全統括管理者が病気等の理由により一時的にその職務を遂行できない場合は、社
長が適任者を定め、臨時にその職務を遂行する。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。

- (1) 全従業員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという
意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、内部監査を
行い社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必
要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく、計画に従い、重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 安全統括管理者は、社長と現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙2のとおりとする。

- 2 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 3 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は必要な部署に的確かつ速やかに伝達されるように努める。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は報告規則に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第13条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第14条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、輸送の安全に関する実施状況等を点検するため、適切な時期を定めて内部監査を実施する。

また、重大事故等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第15条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第16条 次に掲げる輸送の安全に関する情報については毎年度これを取りまとめ外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 安全管理規定
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその組織体制
 - (7) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画、実施状況
 - (8) 安全統括管理者に関する情報
- 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第17条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

(規定の見直し)

第18条 本規定は、関係法令の改正及び業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

(附則)

第19条 本規定は、平成26年1月1日から実施する。